

《東京・大阪開催》 「法律英語」「契約英語」の基本的表現を解説

法律英語・契約英語の基礎知識

～英文契約を担当されることになる新任担当者を対象に、
英文契約書における基本的英語表現を平易に解説～

《開催要領》

東京開催

- 日 時● 2014年10月2日(木)
13:00～17:00
- 会 場● 企業研究会セミナールーム(麹町)
TEL: 03-5215-3511

大阪開催

- 日 時● 2014年10月3日(金)
13:00～17:00
- 会 場● ホテルコンサルト新大阪(西中島)
TEL: 06-6304-1511

講 師 大宮法科大学院大学 客員教授 弁護士・米国弁護士・弁理士 牧野和夫氏



講師紹介

1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝綜合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

《開催にあたって》

法律英語は決して難しいものではありません。特に高い英語力がなくとも、契約の基礎知識と必要最低限の法律英語がわかっているだけで、十分に対応できます。本セミナーでは、法律英語、契約英語の基本的な表現をマスターすることにより、英文契約書をはじめとする法律文書の理解を高めることを目標とし、初学者の方を対象に解説致します。

《プログラムの詳細は裏面をご参照ください》

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

■受講料: 1名(税込・資料代含む)

(申込書をご送付いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。)

↓希望会場に「○」をご記入下さい。 FAX:03-5215-0951

| | |
|-----|-----------------------|
| 正会員 | 34,560円(本体価格 32,000円) |
| 一般 | 37,800円(本体価格 35,000円) |

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからお申込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

※最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

■お申し込み・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ

担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31Mビル2F

| | |
|--|------------|
| 《東京開催:141030-0303》2014.10.2 法律英語・契約英語の基礎知識 | |
| 《大阪開催:141312-0303》2014.10.3 法律英語・契約英語の基礎知識 | |
| ふりがな 会社名 | |
| 住 所 | 〒 |
| TEL | FAX |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 役 職 |
| E-mail | |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 役 職 |
| E-mail | |

*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

法律英語・契約英語の基礎知識

13:00

1. 英文契約書についての基礎知識
 - (1) 英文契約書は難しいという先入観を捨てる
 - (2) 英文契約書の書かれ方を知る
 - (3) 英文契約書のドラフトはどうやって行われるか
2. 準拠法、裁判管轄、仲裁条項についての基礎知識
3. 英文契約書の一般的構成
4. 英文契約書の英語表現の具体例
 - (1) 基本表現 助動詞 shall/may/should/must/will/can and/or whether or not Specified due to in consideration of here+前置詞 there+前置詞の解釈は？
 - (2) 条件に関する表現 condition subject to to the extent that/ so long as Unless otherwise agreed (in writing) without prejudice to for discussion purpose only provided, however, that
 - (3) 義務に関する表現 best efforts best endeavors
 - (4) 責任・保証に関する表現 indemnify/ hold harmless represent and warrant responsibility, liability, duty, obligation jointly and severally liable
 - (5) 法的拘束力に関する表現 not legally binding enforceable unenforceable
 - (6) 契約締結に関する表現 execute, make, conclude, enter into
 - (7) 列挙に関する表現 including without limitation
 - (8) 権利の法的性質に関する表現 exclusive, non-exclusive
 - (9) 選択権に関する表現 at ones option, at ones choice, at ones sole discretion
 - (10) 推定・法的擬制に関する表現 consider, presume, deem, regard, treat
 - (11) 費用負担に関する表現 at ones own expense, at ones own account
 - (12) 期限・期間・頻度に関する表現 terminate, expire, immediately etc, simultaneously, subsequently, from time to time, prior written notice
 - (13) 損害の種類に関する表現 damages etc.
 - (14) その他の重要表現 remedy at law and in equity notwithstanding as the case may be at the request of on the basis of for the purpose of currently available version T.B.A = to be advised/ to be agreed in accordance with in favor of
 - (15) 数量に関する表現
 - (16) 同義語・類語の重複 null and void amend, alter, change or modify information, documents, data or materials defects, malfunction substantially similar, same provide, set forth, stipulate, specify, state, define attachment, exhibit, schedule, annex, table proprietary right, title, right, interest
5. 一般条項（法律・管理条項）を押さえる
6. 保証、責任制限、補償、免責などの基本的な表現を学ぶ

17:00

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。